

道路の維持管理

■道路を常時良好な状態に保つことで、一般の交通に支障を及ぼさないことを目的とし、道路の不良箇所を適確に把握し、すみやかに適切な処置を実施

> 日常管理



パトロール、舗装の維持管理・補修などを実施

> 剪定



安全な走行空間を確保するために、植栽の繁茂状況に応じて定期的に剪定を実施

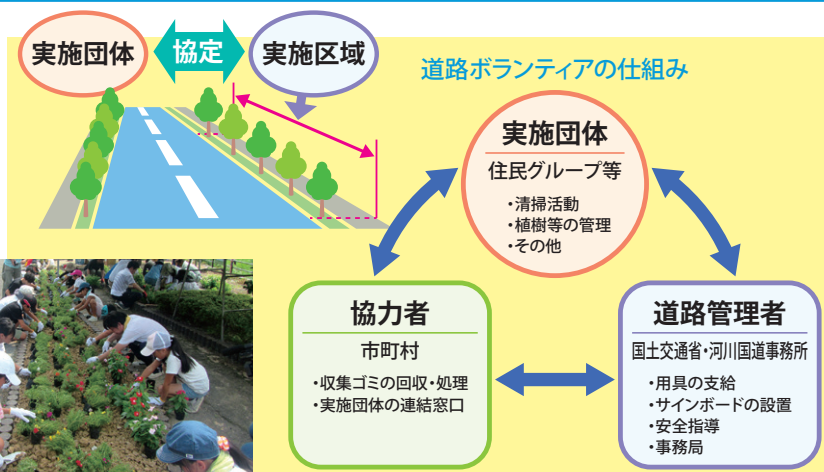
> 除草



安全な走行空間の確保や、農作物への被害防止のため、繁茂状況に応じて除草を実施

ふれあい四国路 (ボランティア・サポート・プログラム)

■地域住民や企業などの実施団体が、道路管理者・市町村との3者間で協定を結び、清掃・植樹管理などを行う



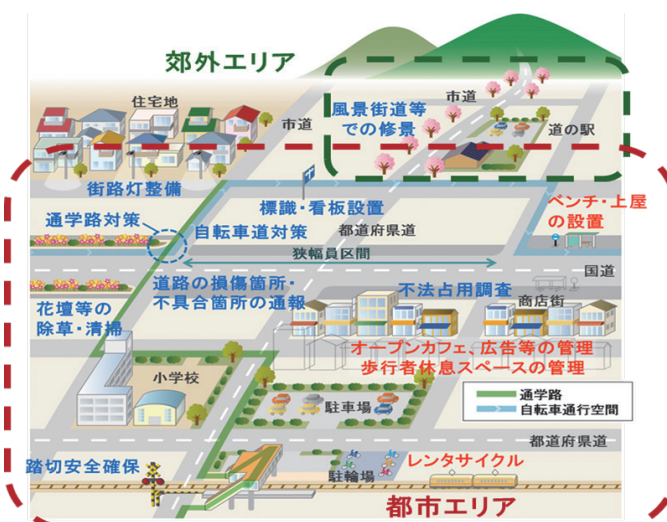
道路協力団体制度 (平成28年4月～)

■道路空間を利活用する民間団体と道路管理者が連携して道路の管理の一層の充実を図る目的で、平成28年の道路法改正により創設された制度

道路協力団体の
指定状況
(直轄国道のみ)

全 国: 44団体
四国管内: 6団体

※R7.3月末現在



道路協力団体の活動イメージ